

旅客営業規則の一部改正（学割証様式変更に伴う改正）

現行 (前略)	改正 (前略)
<p>(学生割引証)</p> <p>第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p> <p>2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p> <p>一般学校用</p> <p>表 <u>(略)</u> 裏 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>通信教育学校用</p> <p>表 <u>(略)</u> 裏 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(学生割引証)</p> <p>第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p> <p>2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p> <p>一般学校用</p> <p>表 <u>(別添参照)</u> 裏 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>通信教育学校用</p> <p>表 <u>(別添参照)</u> 裏 (略)</p> <p>(以下略)</p>

附則

1. この通達は、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。
2. この通達の施行に伴い、旧様式となる学生割引証の取扱いについては、なお従前の例による。

(別添)

一般学校用

表

12.8cm

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第 _____ 号 学校種別又は指定番号

乗車区間	駅から 駅まで	經由
乗車券の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(才)	
割引率	旅客鉄道会社線 2割	
有効期間	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行

学校所在地 _____

学校名 _____ 代表者職印

学校代表者氏名 _____

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

9.1cm

通信学校用

表

12.8cm

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(通信教育学校用)

第 _____ 号

乗車区間	駅から 駅まで	經由
乗車券の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(才)	
割引率	旅客鉄道会社線 2割	
有効期間	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行

学校所在地 _____

学校名 _____ 代表者職印

学校代表者氏名 _____

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

9.1cm